

景観形成基準チェックシート

景観形成重点地域：歴史景観地域 盛岡城跡公園ゾーンとその周辺ゾーン

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	位置					・盛岡城跡を中心とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
						・盛岡城跡周辺では、敷地前面にオープンスペースを確保することにより、お城が眺められるゆとりを創出するとともに、連担する建築物の壁面の位置の統一に配慮すること。
	高さ					・盛岡城跡周辺では、お城の眺めが阻害されないよう、建築物の高さに配慮すること。
	形態 意匠					・建築物や塀等については、伝統的雰囲気と調和するよう配慮すること。
						・地域全体を一体的に結びつける共通性を志向した規模、形態、意匠及び色彩に配慮すること。
	素材					・伝統的素材感を生かし、歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。
						・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
						・建築物等は、歴史的景観との調和を基本とし、反射する素材など過度に目立つものを極力避けること。
	緑化					・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外 広告 物					・屋外広告物は、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材について、歴史的景観との調和に配慮したものとすること。
その 他					・歴史的な雰囲気との調和が十分に配慮されたものとすること。（城跡、石垣、池、神社、清水、川、橋との調和、建築物の規模・形状・色彩のデザインや石垣からの引きの距離など）	
					・全体が一体となった歴史的な雰囲気に配慮を行うこと。（建築物の高さ、壁面位置、色彩への配慮）	
勧告 基準	色彩					・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。
						・建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築 設備					・道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。

※景観形成のために特に配慮した内容または配慮できなかった理由

## 備考

- 1 計画において、景観形成基準に特に配慮した事項がある場合「適」及び特に配慮できなかった事項がある場合「不適」の欄にチェックすること。
- 2 計画において、景観形成基準に特に配慮した内容について、また配慮できなかった事項がある場合は理由を記載すること。
- 3 太枠の欄は、記載しないこと。